市の福祉医療制度

対象となる方は申請を

市では、市内にお住まいで医療保険に加入している方を対象に福祉医療制度を実施しています。制度の適用を受けるにはあらかじめ申請が必要ですので、対象となる方は申請してください。

詳しい内容や申請に必要な書類などについては、担当課までお問い合わせください。

受給者証を更新します（乳幼児医療を除く）

前年の所得などをもとに８月以降の受給資格の判定を行い、受給資格のある方に新しい受給者証を、ない方に却下通知を７月末に送付します。判定にあたり、所得証明などの提出が必要な場合があります。母子家庭等医療については、現況届の提出が必要です。

更新で却下となった方でも、所得の修正や世帯構成の変更があった場合、対象となることがありますので該当する方は申請してください。

昨年、所得超過により受給対象外となった方でも、対象となることがあります。重度障害老人健康管理費は７月中に、それ以外は８月に申請してください。

問　福祉介護課（☎371・7216）　※重度障害老人健康管理費は保険年金課（☎371・7254）

制度名	対象となる方	支給内容	一部負担金
乳幼児医療	小学校就学前までの乳幼児（所得制限なし） ＊９月から、「**子ども医療費支給制度**」に名称が変わり、内容が拡充されます。詳しくは、**乳幼児医療費支給制度が拡充されます**の記事をご覧ください。	健康保険の自己負担額から一部負担金を差し引いた額	有（**乳幼児医療費支給制度が拡充されます**の記事の表をご覧ください）
母子家庭等医療	次のいずれかに該当する方（所得制限あり） ①生計を一にする父親のいない児童 ②①の児童と生計を一にする母親 ③両親のいない児童と、その児童を扶養する20歳未満の方など ＊児童は、満18歳に達する日以後の最初の３月31日までの方	健康保険の自己負担額（申請日から適用）	無
重度心身障害者医療	次のいずれかに該当する方（所得制限あり） ①１級または２級の身体障害者手帳をお持ちの方 ②知能指数（ＩＱ）が35以下である方 ③３級の身体障害者手帳を持ち、ＩＱが50以下である方 ④３歳未満で障害の程度が①～③と同程度の方 ＊重度障害老人健康管理費は、老人保健医療（国制度）を受給している方が対象	健康保険の自己負担額（申請月の初日から適用）	無
重度障害老人健康管理費		健康管理費は、老人保健医療の一部負担金相当額（申請の翌月から適用）	
老人医療	65歳以上70歳未満で、次のいずれかに該当する方（所得制限あり） ①所得税非課税世帯 ②寝たきりや一人暮らし、または同居者が親族のみで全員が60歳以上18歳未満または一定の障害者である世帯	健康保険の自己負担額から一部負担金を差し引いた額（申請月の初日から適用）	有（※）

※老人保健の一部負担金相当額（１割または３割負担、ただし上限額あり）。市・府民税非課税世帯は、一部負担金がさらに減額される場合あり。

● 老人医療の高額医療費の支給には、毎回申請が必要。必ず領収書を保管し申請してください。

乳幼児医療費支給制度が拡充されます

０歳～小学校就学前の子どもを対象に実施している乳幼児医療費支給制度が、９月１日から拡充され、名称が「**子ども医療費支給制度**」に変わります。

子ども医療費支給制度（（　）内は現行の「乳幼児医療費支給制度」）

入院	対象年齢：０歳～**小学校６年生**（現行０歳～小学校就学前）
	一部負担金：１か月１医療機関200円
通院	対象年齢：０歳～小学校就学前
	一部負担金：０歳～３歳未満→１か月１医療機関200円 ３歳～小学校就学前→１人が１か月に受診した通院の合計が**3,000**円（現行8,000円）を超えた場合、超えた金額を申請により払い戻します。

新しい受給者証をお送りします

有効期限が平成19年９月１日以降の乳幼児医療費受給者証をお持ちの方には、８月下旬に子ども医療費受給者証をお送りします。９月１日以降に医療機関へかかるときには、必ず新しい受給者証を提示してください。

現在お持ちの受給者証の住所や氏名などに変更がある方は、７月中にお届けください。

制度の拡充により、小学生が入院されるときも、受給者証を医療機関の窓口に提示すると一部負担金が200円となります。該当するときは、お子さんの名前が載っている健康保険証を持参のうえ申請してください。（９月から受付開始）

払戻しの申請はお早めに

他府県での受診や、３歳以上の通院で一部負担金の上限額を超えたときなどは、申請により払戻しを行っています。

申請手続きには、乳幼児医療費受給者証（すでに交付を受けている方のみ）、お子さんの名前が載っている健康保険証、領収書（患者名、診療日、医療機関名、保険診療点数の記載されたもの）、預金通帳など振込口座番号のわかるもの（郵便局は取り扱いできません）をお持ちください。その他、印鑑や保険者の医療費支給証明書が必要な場合があります。

問　福祉介護課福祉担当（☎371-7214）

老人保健・市老人医療

入院時一部負担金を減額します

老人保健及び市老人医療の受給者のうち、市民税非課税世帯の方は、入院時に窓口で支払う一部負担金の１か月あたりの上限額が、４万４千400円から２万４千600円（世帯収入が一定基準以下の場合は、１万５千円）に減額されます。

なお、税制改正に伴う経過措置対象者と同一世帯（他に市民税課税の方がいない場合）の市民税非課税の方は、本人のみが減額の対象になります。

この減額制度の適用を受けるには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示する必要がありますので、担当課に申請のうえ、認定証の交付を受けてください。

なお、市老人医療受給者（65歳以上70歳未満で、一定の条件に該当する方）は、事前に健康保険の加入先で「標準負担額減額認定証」の交付を受けてください。

現在お持ちの認定証は７月31日で有効期限が切れますので、引き続き限度額適用を受けようとする方は、８月中に改めて申請してください。

新規の申請は、随時受け付けています。

問・申請　老人保健　保険年金課年金老人保健担当（☎371・7254）　老人医療　福祉介護課福祉医療担当（☎371・7216）

国保加入の前期高齢者の方へ

新しい高齢受給者証を送付します

現在、国民健康保険に加入している前期高齢者の方（昭和７年10月１日～昭和12年７月１日生まれ）がお持ちの高齢受給者証は、７月31日で有効期限が切れます。８月１日以降は、７月中に郵送などでお届けする新しい高齢受給者証を医療機関の窓口に提示してください。

なお、新しい高齢受給者証がお手元に届きましたら、古い高齢受給者証は細かく刻んで処分するか、保険年金課へお返しください。

また、新しい高齢受給者証の記載内容に誤りなどがないか確認してください。

問　保険年金課資格担当（☎371・7252）

負担割合が３割の国保の高齢受給者証及び老人保健法医療受給者証をお持ちの皆さんへ

負担が軽減される場合があります

負担割合が３割の方のうち、本人と世帯内の他の70歳以上（国保の高齢受給者証をお持ちの方が申請される場合は、国保加入の前期高齢者）の方および老人保健受給者の前年の収入合計額が621万円未満（単身のときは484万円未満）の場合は、収入額に応じて、負担割合が１割となる場合と、負担割合が３割のままで自己負担限度額が軽減される場合があります。該当する方は、申請してください。申請が認定された場合、申請した月の翌月から適用されます。

問・申請　**高齢受給者証をお持ちの方**　保険年金課資格担当（☎371・7252）　**老人保健法医療受給者証をお持ちの方**　保険年金課年金老人保健担当（☎371・7254）

夏の交通事故防止市民運動

7月21日～8月20日

京の夏　さわやかマナーで　事故はなし

重点目標

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車乗車中の交通事故防止
- 暴走行為等悪質・危険な運転の追放